

立した「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第130号）及び「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第132号）に基づき、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位の一元化を着実に実施する。

エ 社会保険庁改革の推進と年金記録問題への対応

社会保険庁改革については、引き続き業務改革を進めるとともに、社会保険庁を廃止し、平成22年1月に新たに「日本年金機構」を設立するための準備を鋭意進める。

また、年金記録問題については、平成21年4月から開始される「ねんきん定期便」の送付、厚生年金保険の標準報酬月額等の記録が過去にさかのぼって訂正されていた事案に係る対応等、引き続き着実な対応を進めることとしている。

（4）自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

企業年金制度の安定化と充実のための見直しを内容とする「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努めるとともに、今後も国民の老後の所得確保の一層の安定と充実が図られるよう、厚生年金基金、確定給付企業年金や確定拠出年金等の普及を図る。

イ 退職金制度の改善

社外積立型の退職金制度を導入する等の改善を促進するとともに、中小企業が退職金制度を導入するのを支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進する。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

自助努力による高齢期に備える資産形成を促進するため、勤労者財産形成貯蓄制度の普及を図り、勤労者の計画的な財産形成を促進する。

また、高齢者の財産管理の支援等に資する認知症高齢者等の権利擁護のための成年後見制度について周知する。

2 健康・福祉

（1）健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

平成12年から、9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、「健康増進法」（平成14年法律第103号）が制定され、15年5月に施行された。また、19年4月に公表された「健康日本21」の中間評価の結果を踏まえ、「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図る。

また、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が健康増進法に基づき実施している健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導等の健康増進事業の一層の推進を図る。

さらに、食育推進の一環として健康づくりに資する食生活の実現を図るため、「何を」「どれだけ」食べたらいいかを示した「食事バランスガイド」を多様な媒体等を活用して周知し、集中的・重点的に普及・活用を促進する。

また、「食育推進基本計画」に基づき、家庭、学校・保育所、地域等における食育の推進、食育推進運動の全国展開、生産者と消費者の交流

促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性の情報提供等を実施する。

イ 健康づくり施設の整備等

一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」及び「温泉利用プログラム型健康増進施設」として認定し、健康を増進するための民間サービスの振興を図る。

さらに、健康づくりを総合的に推進するため、海岸浴のための施設と連携した海岸づくりを行うほか、散歩や散策によって健康づくりができるようまちづくりと連携したかわまちづくりの推進を図る。

また、自然との触れ合いの中で健康づくりができるよう、そのための機能を備えた水辺空間の整備など、必要な施設等の整備等を推進する。

そのほか、高齢者の健康づくりの場としての森林の利用を推進するため、健康づくりに資する森林の整備を推進するとともに、森林体験活動の場となる実習林や体験施設などの整備等を実施する。

国立公園の主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等において、バリアフリー化を推進するなど、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場の整備を実施する。

ウ 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を推進するとともに、日常生活圏域で高齢者の生活の継続性が確保できるように、既存の老人福祉センター等の改修

等、介護予防サービス提供のための拠点整備を行う。

また、より効果的・効率的な介護予防サービスの実施方法等を検討する介護予防モデル事業を市町村で実施し、さらに、介護予防支援や介護予防事業のケアマネジメント等を実施する地域包括支援センター職員等の養成を行う。

(2) 介護保険制度の着実な実施

予防重視型システムへの転換、施設入所者の居住費・食費の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の向上等を内容とした「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第77号。以下「介護保険法改正法」という。）が18年4月から施行（一部を除く。）されており、引き続きその円滑な施行を図る。

また、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したため、このような不正事案を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直すことを内容とした「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第42号）が20年5月に成立し、21年5月から施行される。

さらに、近年の介護サービスを巡っては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあり、第169回国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」（平成20年法律第44号）が成立したことを踏まえ、21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行い、介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、被保険者の負担を国費により軽減する措置を講じる。

(3) 介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

身近な日常生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備するため、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」により、市町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性・創意工夫をいかせるような介護・福祉サービスの基盤整備を支援していく。

また、福祉・介護人材の確保については、平成20年度に措置した取組を着実に実施するとともに、介護職員の定着を図る観点から、21年4月の介護報酬改定において、プラス3.0%の改定を行うことにより、介護職員の処遇改善を図り、また、介護業務未経験者を雇い入れた場合の助成など雇用管理改善に取り組む事業主への支援に取り組む。さらに、人材の参入促進を図る観点から、介護に関する専門的な技能を身につけられるようにするための離職者訓練の拡充を行うとともに、主なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、関係機関との連携によるきめ細かな職業相談、求人者への助言等の支援を実施することとしている。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施する。また、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する指導助言や関係機関との連絡調整等を行い、地域のケアマネジメント機能の向上を図っていく。

ユニットケアを行う施設において、その整備の促進及び施設の特徴をいかした適切なサービスの提供を確保するため、平成20年度に引き続き、施設管理者研修及びユニットリーダー(18

年度より配置することが義務づけられた)を対象とした研修を実施する。

また、特別養護老人ホーム等の現場の意識改革や、ケアの向上などを目指して「身体拘束の廃止」の取組を推進するとともに、平成21年度より介護サービスにおける事故の防止や感染症の予防のため、対象を同一施設の看護職員と介護職員の2人を1組とした研修を実施し、両職種間のケアの連携強化及び介護における事故防止の推進を図ることとしている。

さらに、利用者のサービス選択に資するため、平成18年4月から施行した「介護サービス情報の公表」制度については、既に公表している訪問介護、介護福祉施設サービスなど35サービスに加え、21年度には夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護など15サービスの公表を追加することとしている。

ウ 認知症高齢者支援対策の推進

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要であることから、主治医等を中心とした早期診断等の地域医療体制の充実、早期段階に対応したサービスの普及、地域における認知症の理解の普及や本人・家族等の支援ネットワークの構築支援、認知症介護の専門職員等に対する研修の充実等、認知症の各ステージに応じた対策を推進してきたところである。また、各都道府県・指定都市における取組に対する支援を引き続き行っていくこととしているが、平成21年度においては、20年7月に取りまとめられた「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告に基づき、①認知症に関する実態の把握、②研究開発の加速、③早期

診断の推進と適切な医療の提供、④適切なケアの普及及び本人・家族支援、⑤若年性認知症対策を積極的に推進するために必要な取組を新たに行うこととしている。

また、都道府県や指定都市で実施している研修内容の充実を図るとともに、引き続き、全国3か所の「認知症介護研究・研修センター」において、介護技術の共同研究、都道府県や指定都市における認知症介護の専門職員等の育成、資質の向上に引き続き努めていく。

なお、平成17年度から開始した、認知症の正しい知識の普及を図り、認知症の人が尊厳をもって地域で暮らし続けることを支える「地域づくり」を推進していくための広報キャンペーンについては、「認知症サポーター100万人キャラバン」等を始めとする取組が各地域において推進されるよう、必要な支援を行っていく。

エ 介護に関する普及啓発

平成20年度に引き続き、都道府県・市区町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、「介護の日」に合わせ、国民への啓発のための取組を重点的に実施する。

(4) 地域の支え合いによる生活支援の推進

都市部を中心に、地域から孤立した高齢者などの死亡が社会問題となっている状況を踏まえ、平成20年3月に取りまとめられた「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」の提言や、各モデル地域の事例等の周知を行うとともに、地域福祉等推進特別支援事業において、高齢者等の孤立死防止対策を含め、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う自治体等への支援を行う。

平成21年度においては、高齢者も含む一人暮

らし世帯等が地域において安心して暮らすことができるよう、見守り活動等への支援を行う安心生活創造事業を創設する。

(5) 高齢者医療制度の改革

ア 長寿医療制度の円滑な定着に向けた取組

平成21年度においても、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の定着に向けた施策を着実に実施することとしており、引き続き、後期高齢者医療広域連合や市町村と連携し、制度の内容やねらい、改善策等について高齢者の方々に周知を行うとともに、70歳から74歳までの方の自己負担割合の1割から2割への引き上げの凍結及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の均等割額の9割軽減について、21年度においても行うこととしている。

また、平成21年度においては、低所得者に対する保険料の負担軽減策として、本来、均等割額の7割軽減であった方を、昨年度と同様に8.5割軽減としつつ、特に低所得の方について9割軽減とし、所得割を負担する方のうち、所得の低い方について、所得割額を5割軽減とすることとしている。

イ 高齢者医療制度の見直しに関する検討

制度の見直しについては、平成21年3月の「高齢者医療制度に関する検討会」におけるとりまとめや、同年4月の与党プロジェクトチームのとりまとめ等を踏まえ、引き続き、検討を進めていくこととしている。

ウ 医療費適正化の総合的な推進

平成18年の医療制度改革により、それまで市町村が40歳以上の住民に対して実施していた旧老人保健法に基づく基本健康診査は、より確実に実施することを目指し、高齢者の医療の確保

に関する法律(昭和57年法律第80号)において、①保険者を実施主体とし、②健診後のフォローアップを充実させ、生活習慣の改善を図る特定保健指導の実施を追加した新たな制度(特定健康診査・特定保健指導制度)に再編され、20年4月から実施しているところである。

医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、平成21年度においても、特定健康診査等の生活習慣病対策や医療提供体制の効率化等の取組を通じて、医療費適正化の総合的な推進を図っていくこととしている。

(6) 子育て支援施策の総合的推進

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月少子化社会対策会議決定)等に基づき、施策の拡充に努めるとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)等を踏まえ、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について、税制改革の動向も踏まえながら、引き続き、速やかに検討を進め、子育て支援対策の総合的な推進を図ることとしている。

3 学習・社会参加

(1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

(ア) 生涯学習の推進体制の整備

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進する。

(イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の一層の振興を図るため、開催都道府県との共催により、民間の企業、団体、個人等の参加を得て、生涯学習に関する各種イベント、学習成果の発表、講演会等を集中的に実施する全国生涯学習フェスティバルを開催する。

また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図る。

(ウ) 学習成果の適切な評価の促進

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向け、各個人の学習成果を測る検定試験の質を確保するため、民間事業者等が行う評価の主体的な取組を支援する方策について引き続き検討を行う。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程(専門学校)卒業者等に対して学士の学位授与を行う。

イ 学校における多様な学習機会の確保

(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

平成21年4月から一部先行実施されている新学習指導要領では、引き続き、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図ることとしている。

さらに、他校のモデルとなる様々な体験活動を推進する「豊かな体験活動推進事業」において、小・中学校等を指定し、世代間交流など命